

クビアカツヤカミキリ防除戦略

令和8年9月11日
クビアカツヤカミキリ対策本部

はじめに

サクラ、ウメ、モモ等の樹木を加害する特定外来生物クビアカツヤカミキリは、2012（平成24）年に国内で初めて被害が確認されて以降、2026（令和8）年9月現在、被害地域が22都府県、300を超える市町村（特別区を含む。以下同じ。）にまで拡大している。本種の繁殖力は極めて高く、産卵数が1000個を超えるメスもいるとされている¹。新たな被害地域の多くは、既被害地から3km以内で発生しているが²、40km程度飛び地的に被害が発生する事例もあり、分散能力も極めて高いと言わざるを得ない。このような本種の特性を背景に、被害の拡大に歯止めがかからない状況となっている。特に本年に入り、山梨県、福井県、長野県、岐阜県、岡山県及び香川県と6県において新規発見が相次いでおり、被害が加速度的に拡大している。

全国各地でサクラの名所や地域の景観を象徴する樹木が失われつつあり、地域住民の生活環境や文化的価値、さらにはインバウンドを含めた観光への影響も強く懸念されている。また、ウメ、モモ、スモモなどの農作物への被害も急速に拡大しつつあり、生産現場に深刻な影響を及ぼしている。

クビアカツヤカミキリは、生態系に被害を及ぼすことから、2018（平成30）年に、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物に指定され、飼養や輸入、放出等が原則として禁止されている。

環境省においては、早期発見に向けた普及啓発や防除方法の周知等に加え、2023（令和5）年度から特定外来生物防除等対策事業（交付金）を、2026（令和8）年度から国際観光旅客税を財源とする自然観光資源の棄損を防ぐための外来生物対策事業を実施し、地方公共団体が実施する防除等事業に対し、財政的支援を講じてきた。このほか、地方公共団体の防除等対策に対し助言を行う有識者の派遣事業や環境研究総合推進費による早期発見・早期防除システムの開発、化学的防除技術の基盤構築等の研究を推進してきた。

また、クビアカツヤカミキリは、2023（令和5）年4月には、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第22条第1項の規定に基づく指定有害動植物（対象植物：ばら科植物）

¹ クビアカツヤカミキリコンソーシアム(2022) クビアカツヤカミキリの防除法 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所, 5pp

² 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所（2024）特定外来生物クビアカツヤカミキリの新たな定着地の早期発見・早期駆除システムの開発

に指定されており、同法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき定められた、指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針（令和 4 年農林水産省告示第 1862 号。以下「総合防除基本指針」という。）において、クビアカツヤカミキリに対する総合防除の内容に関する基本的な事項が定められている。

農林水産省においては、消費・安全対策交付金により、発生が確認された当初から、生産地域における発生調査や防除等に対して、活用可能な財政的支援を講じてきた。また、2022（令和 4）年度からは、果樹農業生産力増強総合対策により被害果樹の改植（被害を受けた樹体ごとの 1 本単位の改植）と改植後の幼木管理経費に対して財政的支援をしてきた。併せて、2026（令和 8）年 3 月には、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）において、地方公共団体の担当者や関係機関向けに「外来カミキリムシ総合対策マニュアル」を公表している。

加えて、政府は、2023（令和 5）年度から「外来カミキリムシ類に関する関係省庁連絡会議」を開催し、クビアカツヤカミキリの対策に係る省庁間での情報共有や都道府県の関係部局に対して注意喚起及び適切な防除への協力に係る通知の発出等を行ってきた。また、2024（令和 6）年度には、クビアカツヤカミキリに対する行政区域を超えた防除体制を構築するため、関係省庁、都道府県、害虫の専門家が参画した「クビアカツヤカミキリ対策強化検討会」を設置した。

上述のとおり、政府として、地方公共団体と連携しつつ様々な取組を進めてきたが、本種による被害の拡大に歯止めがかからない状態となっている。このような状況に鑑み、2026（令和 8）年 7 月 31 日に、農林水産大臣及び環境大臣を本部長、関係省庁（文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省）の関係部局長等を幹事・本部員、地方三団体（全国知事会、全国市長会及び全国町村会）を参画機関とするクビアカツヤカミキリ対策本部を設置し、政府として、本種の対策の抜本的強化を図ることとした。

本種の極めて高い繁殖力及び分散能力に鑑みると、一部の地域のみを対象とした点的な防除、行政の縦割りを前提とした対策では不十分であり、防除を実施した地域の周辺から再侵入が繰り返される事例も見られる。

地域の被害を食い止め、被害の拡大を阻止するためには、都道府県を中心とし、市町村、関係機関や土地の所有者・管理者等が連携して、地域全体で被害状況の調査や監視により地域内の被害の発生状況を把握した上で、計画的かつ面的・広域的に予防措置を含む防除に取り組む必要があり、短期的には被害拡大の抑制、長期的には国内根絶が可能となるよう、国としてのクビアカツヤカミキリ防除戦略を策定する。

I 基本的考え方

防除は、被害木又はその所在する土地若しくは施設を所有し、又は管理する者が実施することを基本とする。

国及び地方公共団体は、それぞれが管理する施設等において必要な防除を率先して実

施するとともに、私有地における防除が適切に行われるよう必要な支援を行う。

上述のとおり、クビアカツヤカミキリの極めて高い繁殖力及び分散能力に鑑みると、直ちに根絶することは容易ではないことから、防除に当たっては、地域の被害状況等を勘案しながら、効果的な対策を実施していく必要がある。具体的には、まずは新たな地域に「入れない」対策として、未被害地域、飛び地的被害地域及び被害最前線地域への対応を早急に講ずることとし、併せて、まん延地域における効果的な対策を講ずる。

Ⅱ 目標

長期的には国内根絶が可能となるよう、直ちに本防除戦略に基づくクビアカツヤカミキリの被害地域の拡大防止策に着手し、2030（令和 12）年度を目途に被害地域の縮小への道筋をつける。

Ⅲ 各主体の役割と連携

（１）国の役割

外来生物法第 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、特定外来生物被害防止基本方針（令和 4 年農林水産省・環境省告示第 4 号）に即して、国は、クビアカツヤカミキリによる生態系や農業等に係る被害の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する。具体的には、全国的な被害状況及び防除の実施状況に関する情報を収集し、その分析及び共有を行うとともに、関係省庁、地方公共団体、関係機関その他の関係者との連携の下、全国的な防除体制を構築しつつクビアカツヤカミキリ対策を総合的に推進する。

また、同条第 2 項の規定に基づき、生物多様性の確保上重要と認められる地域における生態系に係る被害の防止のために必要な措置を講ずる。

さらに、同条第 3 項の規定に基づき、地方公共団体及び民間による取組を支援するため、防除手法の開発及び普及、防除マニュアル等の整備、専門家の派遣、研修の実施その他必要な技術的支援を行うとともに、防除に対する十分な財政的支援を行う。

また、植物防疫法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣は、指定有害動植物の総合防除を推進するため、総合防除の推進の意義及び基本的な方向等を内容とする総合防除基本指針を策定・公表している。総合防除を推進するため、国は、試験研究機関等との連携の下、指定有害動植物の生態等の科学的知見の収集、新たな防除技術の研究開発や現場での実証、緊急的な防除対策の確立等を推進することにより、総合防除に利用可能な防除技術等の社会実装を進める。

併せて、住民からのクビアカツヤカミキリの成虫やフラス（木くずと幼虫の排泄物が混じったもの）等に係る通報が早期かつ確実に行われるようにするため、認知度が高まるよう、広報活動を強化する。また、関係省庁は、その所管する分野に応じ、地方公共団体の関係部局が管理する施設における対策が進むよう、周知の徹底及び情報提供を行う。

（２）都道府県の役割

外来生物法第２条の３の規定に基づき、都道府県は、当該都道府県の区域におけるクビアカツヤカミキリによる被害の発生状況及びその他の地域の実情を踏まえ、本種による生態系や農林水産業等への被害の防止のため必要な措置を講ずる。

また、植物防疫法第２２条の３の規定に基づき、都道府県は、総合防除基本指針に即して、かつ、地域の実情に応じて定める指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画（以下「総合防除計画」という。）において、クビアカツヤカミキリの発生状況その他の地域の実情に応じ、クビアカツヤカミキリの総合防除の内容や、クビアカツヤカミキリの防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項等を明確化し、農業者への適切な防除指導等を行う。

本種の極めて高い繁殖力及び分散能力に鑑みると、市町村による対策のみでは十分な効果が得られない場合があること、また、農地と農地外での一体的な対策や未被害地域における対策も重要となることから、都道府県は、外来生物法第１７条の２の規定に基づき、広域自治体として、市町村その他の関係機関と連携しつつ全県的な監視・防除体制を構築し、広域的かつ計画的に防除を推進する。このため、都道府県は、地域における被害状況等を踏まえ、地域防除戦略に基づき、防除の実施及び推進など必要な支援を行う。併せて、普及啓発を通じて、住民の知識と理解の向上を図る。

（３）市町村の役割

外来生物法第２条の３の規定に基づき、市町村は、都道府県の施策に準じて、当該市町村の区域におけるクビアカツヤカミキリによる被害の発生状況及びその他の地域の実情を踏まえ、本種による生態系や農林水産業等への被害の防止のため必要な措置を講ずるよう努める。

また、市町村は、外来生物法第１７条の４の規定に基づき、被害園地における的確な防除の推進の観点から都道府県が策定する総合防除計画や、地域防除戦略等を踏まえ、都道府県その他関係機関と連携しつつ当該市町村における防除・監視体制を構築するとともに、土地所有者、施設管理者、農業者、事業者等に対し、防除マニュアル等の情報提供等を含む防除指導を行い、必要な防除を推進するよう努める。

特に、市町村は、地域住民に最も近い行政主体として、住民等からの発見情報の収集及び共有、被害状況の把握、普及啓発等の取組を推進するとともに、把握した情報を都道府県等と共有することが期待される。

（４）事業者及び国民の役割

外来生物法第２条の４の規定に基づき、本種のまん延防止のため、関係法令を遵守し、被害木及び伐倒木を適切に取り扱うこと等を通じ、国及び地方公共団体が実施するクビアカツヤカミキリ対策に協力するよう努める。

特に、本種による被害の早期発見及び早期防除においては、土地所有者、施設管理

者、農業者、地域住民等が重要な役割を果たすことから、バラ科サクラ属（広義の *Prunus* 属のことをいう。以下同じ。）の樹木の適切な監視に努め、成虫、フラスその他の被害の兆候を確認した場合には、速やかに市町村等の関係機関へ通報することが期待される。

（５）関係者の連携

国、都道府県、市町村、事業者その他の関係者は、本種による生態系や農林水産業等への被害を防止するため、国又は都道府県が広域的な協議会を設置するなど、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

Ⅳ 地域における戦略的な防除の実施

１．都道府県ごとの戦略的な防除の推進

国は、既被害都府県（既に被害が発生している都府県をいう。以下同じ。）が都府県内及び周辺地域のクビアカツヤカミキリの被害状況を把握した上で、対策を面的かつ効果的・効率的・計画的に進められるよう、クビアカツヤカミキリに係る地域防除戦略³が早期に策定されることを推奨する。

地域防除戦略は、既被害都府県はもちろんのこと、被害が発生していない道県においても、各都道府県の実情に応じて、被害の予防や早期発見・早期防除に係る戦略を予め策定しておくことが重要である。特に既被害都府県に隣接する県について、国は、早期の地域防除戦略の策定を促進することとする。なお、防除に係る計画等を策定済みの都道府県においては、必要に応じて内容を拡充することが望ましい。

地域防除戦略においては、本防除戦略を踏まえ、以下の項目を含めることが想定される。

- クビアカツヤカミキリ被害の状況（見える化）
- 目標
- 監視・通報・防除体制の構築
- 被害状況に応じた防除対策の実施（ゾーニングを含む。）
- 管理施設等ごとの対策
- 普及啓発
- 市町村等関係機関との連携
- 市町村等への技術的・人的・財政的支援策

２．被害状況に応じた地域別の対策（ゾーニング）

³ 地域防除戦略は、外来生物法及び植物防疫法に基づく取組を地域において一体的に推進するための戦略であり、外来生物法第 17 条の 2 第 2 項に基づき公示する事項及び植物防疫法第 22 条の 3 の規定に基づく総合防除計画の内容に十分整合することが重要である。

クビアカツヤカミキリの極めて高い繁殖力及び分散能力に鑑みると、直ちに根絶することは容易ではないことから、地域の被害状況に応じて全国の市町村を次の（１）から～（４）までに地域区分（ゾーニング）し、被害状況に応じた効果的な対策に取り組む。

（１）未被害地域における備えや被害予防の徹底

これまでは、被害発生後の対策が中心となり、後手後手に回ることが多かったが、今後は、未被害地域（被害が発生していない市町村の区域をいう。以下同じ。）における事前の備えにより、予防的な防除を行っていくことが重要である。

クビアカツヤカミキリの新たな被害地域の多くは、既被害地点から 3 km 圏内で発生することから、既被害地域（既に被害発生している市町村の区域をいう。以下同じ。）に隣接する未被害地域（2026（令和 8）年 9 月現在 234 市町村）においては、クビアカツヤカミキリが既に侵入している可能性を踏まえた対策が急務である。また、40km 程度飛び地的に被害が発生する事例もあることから、隣接しない未被害地域における備えも重要である。

未被害地域においては、市町村と連携しつつ都道府県が外来生物法第 17 条の 2 等の規定に基づき、フラス発生期間を中心とした巡視の徹底に加え、登録農薬やネット被覆等による予防的な防除等を行うとともに、通報を受け付ける体制を整備し、被害予防や早期発見・早期防除に努めることが必要である。

（２）飛び地的被害地域における初期防除の徹底

クビアカツヤカミキリによる被害は、40km 程度離れた地点で飛び地的に発生する事例がある。飛び地的被害地域（既被害地域に隣接せず、新たに被害が確認された市町村の区域をいう。以下同じ。※）においては、確認後、直ちに初期防除を徹底すれば、短期間で地域根絶できる可能性があるため、クビアカツヤカミキリ対策上極めて重要な地域であり、最優先で対策を行う必要がある。

飛び地的被害地域においては、既に被害が拡大している可能性を踏まえた上で、市町村と連携しつつ都道府県が外来生物法第 17 条の 2 等の規定に基づき、徹底した監視活動と通報体制の構築に加え、被害木及び必要に応じた周辺木の伐倒・伐根等（伐倒した後、根株及び根系に残存するクビアカツヤカミキリの幼虫又はサナギに由来する成虫の羽化・逸出を防止することを目的として行う伐根、資材による根の被覆、モルタルによる根の固定等の処理をいう。以下同じ。）を基本として、徹底的に防除を実施する。なお、地域根絶後も数年間は被害モニタリングを継続し、被害が確認されない状態が継続した場合には、地域根絶を判断する。

※既被害地域と隣接しない複数の市町村において同じ年に被害が発生した場合は、これらの市町村全体を飛び地的被害地域として扱う。

（３）被害最前線地域の分布拡大の防止

被害最前線地域（関東、中部、近畿、四国の既被害地域一円の、最も外縁に位置する市町村の区域をいう。以下同じ。）は、未被害地域への被害拡大の起点となる地域であることから、優先的に対策を行う必要がある。

市町村と連携しつつ都道府県が外来生物法第 17 条の 2 等の規定に基づき、徹底した監視活動と通報体制の構築に加え、全ての被害最前線地域において、被害木及び必要に応じた周辺木の伐倒・伐根等を基本として、巡視、薬剤樹幹注入、薬剤散布、幼虫の個別駆除、成虫の飛散防止、産卵阻止等を組み合わせた効果的な対策を実施し、被害地域拡大の防止と地域内での生息密度の低減を図る。

（４）まん延地域における生息密度の低減

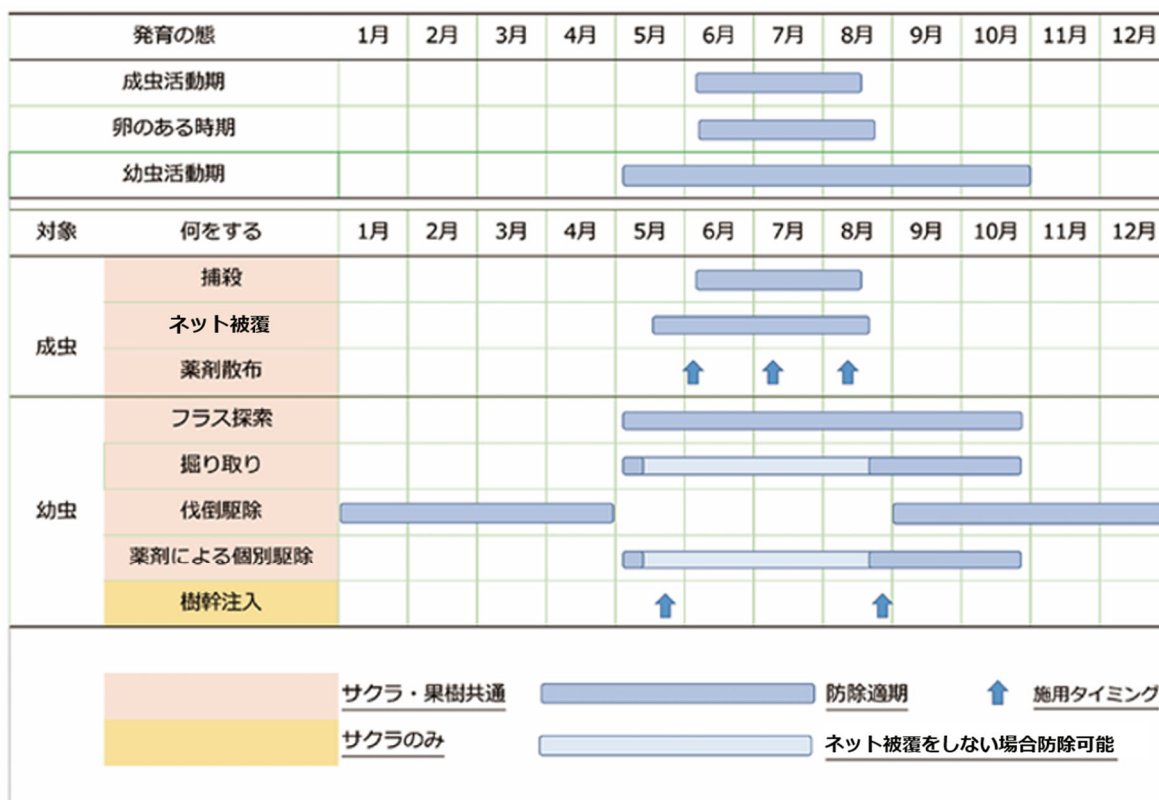
まん延地域（飛び地的被害地域及び被害最前線地域を除く既被害地域をいう。以下同じ。）は、クビアカツヤカミキリが侵入後数年経過し、既に本種が定着している区域であり、成虫の発生源となる被害木も多く、幼虫の加害により衰弱、枯死した樹木の落枝等が起きやすい地域でもある。

市町村と連携しつつ都道府県が外来生物法第 17 条の 2 等の規定に基づき、フラスの発生状況など樹木の状態を踏まえ、被害木及び必要に応じた周辺木の伐倒・伐根等、巡視、薬剤樹幹注入、薬剤散布、幼虫の個別駆除、成虫の飛散防止、産卵阻止等を組み合わせた効果的な対策を実施し、地域内での生息密度の低減を図る。

３．クビアカツヤカミキリの防除方法

（１）防除スケジュールと防除方法の概要

クビアカツヤカミキリの防除方法については、監視活動に加え、伐倒・伐根等、掘り取り等の幼虫の個別駆除、成虫捕殺、ネット被覆等の物理的防除、薬剤の樹幹注入や散布等の化学的防除があり、本種の成虫又は幼虫の活動期に応じて、適切なスケジュールで実施する必要がある。



成虫、幼虫等の活動期に応じた防除スケジュール⁴

(2) 具体的な防除方法

具体的な防除方法については、これまで、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所や農研機構により「クビアカツヤカミキリの防除法」、「日本の果樹と樹木を守る 外来カミキリムシ総合対策マニュアル」等のマニュアル等が取りまとめられているほか、地方公共団体（栃木県、東京都等）やその公設試験研究機関（埼玉県環境科学国際センター、地方独立法人大阪府立環境農林水産総合研究所等）においてもマニュアル等が取りまとめられている。防除に当たっては、これらを参照しつつ、被害の状況など地域の実情に応じて効果的に実施することが必要である。

特に、被害木については、伐倒・伐根等を基本とすることが重要である。また、根や根に近い部分にも幼虫がいる可能性があることから、伐倒の際には、伐根して根株及び根系を除去、資材による根の被覆、モルタル等による根の固定等の処理も併せて実施する。この際、クビアカツヤカミキリの幼虫が好む、地表に露出した根についても除去又は被覆の処理等することが重要である。伐倒木については、新たな拡散源にならないよ

⁴ クビアカツヤカミキリコンソーシアム(2022) クビアカツヤカミキリの防除法 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所, 22pp を一部改変

う、成虫の発生時期（４月頃）までに、破碎、焼却、燻蒸のいずれかの処理を行う。

加えて、樹種に応じて、幼虫の個別駆除や樹幹注入、薬剤散布で使用できる化学農薬が登録されているため、濃度や使用回数等を守って効果的に使用することが重要である。

４．施設等ごとの対策と留意事項

クビアカツヤカミキリの防除は、被害木又はその所在する土地若しくは施設を所有し、又は管理する者が実施することを基本とする。公共施設にも多くのサクラが植樹されており、国及び地方公共団体における率先して必要な対策を実施することが重要となる。また、私有地における対策については、所有者等による対策が基本であるものの、被害拡大防止の観点からは行政による関与も重要となる。

クビアカツヤカミキリが加害する樹種が多く存在する個別の施設等（果樹園等、道路、河川、都市公園、学校、自然公園、観光地等）ごとの対策と留意事項は以下となる。これら以外の施設等についても、これらに準じて取り組むことが必要である。

（１）果樹園等

果樹園等においては、モモ、ウメ、スモモ等のバラ科サクラ属の果樹等がクビアカツヤカミキリの加害対象となる。被害の発生は果実の生産量の減少や品質の低下を招き、生産者の経営に深刻な影響を及ぼす。このため、生産者は日常的な栽培管理と一体となった監視活動を行い、フラスの有無等の確認を通じて早期発見・早期防除に努めることが重要である。また、周辺地域のバラ科サクラ属の果樹等の被害の有無について情報収集を実施し、周辺地域において被害木が確認されている場合には、登録農薬やネット被覆等による予防的な防除を適切に実施するとともに、防除に当たっては、被害状況に応じて伐倒・伐根等を実施する。また、伐倒した果樹の改植を行う場合は、地域・園地のまん延状況に応じて非寄主植物への転換を検討するとともに、やむを得ず寄主植物（被害木と同一の品目を含む。）に改植する場合にあっては、予防的な防除を徹底する。幼虫に対しては、幼虫活動期に薬剤の使用又は刺殺若しくは捕殺を行い、成虫に対しては、薬剤散布又は捕殺を行う。伐倒後の被害木・せん定枝は放置せずに適切に処分する。伐倒・伐根等を行わない被害木では、成虫の分散を予防するため、春季から夏季の間はネット被覆を行う。なお、学校、公園、道路、河川及び住宅地に近接する農地等において農薬を使用する場合は、農薬の飛散を原因とする住民等の健康被害が生じないようにすることが必要である。

また、農業協同組合（JA）、農業改良普及所等の関係機関が連携し、防除技術の普及促進を図る。

国は、果樹生産者等への必要な支援を行う。

（２）道路・河川・都市公園

道路、河川及び都市公園に植栽されているサクラ等は、地域の景観形成に重要な役割を果たすとともに、花見をはじめとする観光資源としても高い価値を有している。特に近年は、インバウンドを含む観光需要の増加により、その経済的価値はさらに高まっていることから、被害の拡大は地域経済に大きな損失をもたらすおそれがある。

クビアカツヤカミキリは車両等に付着して長距離を移動する可能性が指摘されていることから、既被害地域から伸びる主要道路沿線については、侵入・拡大警戒ラインとして重点的に監視を行う必要がある。さらに、サクラ等が連続的に植栽されている河川沿いについても、被害拡大の経路となるおそれがあることから、同様に重点的な監視及び防除を実施することが求められる。

国及び地方公共団体は、外来生物法等も踏まえ、それぞれが管理する道路、河川及び都市公園において率先して監視及び防除を実施するとともに、被害の進行により衰弱又は枯死した樹木については、落枝や倒木による人身被害等の二次被害が生じるおそれがあることから、伐倒、伐根、植樹等の必要な対策を適時に実施することが重要である。

国は、地方公共団体によるこれらの対策が十分に進められるよう必要な支援を行うとともに、伐倒・伐根を含む適切な防除方法について、技術的な助言を行う。

(3) 学校

サクラは、卒業式や入学式の時期に美しく開花することから、長年にわたり学校における代表的な植栽樹木として親しまれてきた。また、学校における様々な記念樹として植栽されている例も多く、我が国の学校文化や地域社会と深く結び付いている。

一方で、学校に植栽されたサクラ等は、クビアカツヤカミキリの被害拡大の経路となる可能性があるため、学校においても継続的な監視及び防除を実施することが重要である。

特に、被害の進行により衰弱又は枯死した樹木については、落枝や倒木による児童・生徒等への人身被害が懸念されることから、二次被害が発生する前に伐倒、伐根、改植等の必要な措置を講ずる必要がある。

地方公共団体等の学校設置者は、それぞれが管理する施設において率先して監視及び防除を実施するとともに、学校は、児童・生徒の安全確保に配慮しつつ、関係機関が児童・生徒向けに作成・提供するクビアカツヤカミキリに関する普及啓発資料の配布等に協力し、早期発見に向けた地域の取組への理解が深まるよう配慮する。

国は、地方公共団体や教育委員会等によるこれらの対策が十分に進められるよう、必要な支援を行う。

(4) 観光地・自然公園

観光地及び自然公園には、サクラが群生する名所や歴史的・文化的価値の高い景観地が数多く存在している。例えば、歴史公園等においては、サクラが観光資源として重要な役割を果たしており、地域ブランドや観光振興を支える基盤となっている。国立公園

等の自然公園においても、サクラ、ウメ等の樹種が、景観上や生態系の観点から重要な構成要素となっている。

また、サクラは観光利用において重要な資源であり、インバウンドを含む観光客の誘致にも資することから、被害の拡大は地域経済にも直接的かつ甚大な損失をもたらすおそれがある。

さらに、被害の進行により衰弱又は枯死した樹木については、観光客等に対する落枝・倒木事故の危険があることから、人身被害などの二次被害が発生する前に伐倒、伐根等及び必要な改植等の対策を実施する必要がある。

国及び地方公共団体は、それぞれが管理する観光地及び自然公園において率先して監視及び防除を実施するとともに、国は、地方公共団体によるこれらの対策が十分に進められるよう、必要な支援を行う。

（５）その他の私有地

広域的かつ面的な防除を実施するためには、道路、公園、学校等の公共施設における対策のみならず、私有地における対策も着実に実施されることが重要である。一部の私有地において防除が実施されない場合には、そこが新たな発生源となり、周辺地域への再侵入や被害拡大を招くおそれがある。

私有地における防除については、被害木又はその所在する土地若しくは施設を所有し、又は管理する者が実施することを基本としつつ、国及び地方公共団体が必要な情報提供や技術的助言等を行いながら、地域全体で対策を進めることが重要である。樹木の状況を定期的に確認し、フラス、脱出孔、成虫等の被害の兆候を確認した場合には、速やかに関係機関へ相談又は通報し、適切な防除を実施することが期待される。

一方で、土地所有者等による対応のみでは十分な対策が実施できない場合も想定される。このため、国又は地方公共団体は、本種の被害拡大防止の緊急性及び公益性に鑑み、外来生物法第13条、第17条の3及び第17条の5の規定に基づき、必要な手続を経た上で、必要に応じて、私有地における防除を実施する。なお、所有者が不明な土地や樹木については、同法に基づく措置を活用し、必要な公告その他の手続を経た上で、防除を実施することも求められる。特に、飛び地的被害地域及び被害最前線地域においては、所有者不明の土地や樹木が地域全体の防除の支障とならないよう、迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。

国は、地方公共団体が、外来生物法に基づき、私有地での防除を実施する際に参照できるマニュアル等の作成を検討するほか、国及び地方公共団体は、私有地における対策について必要な支援を行う。

V その他

（１）広報の推進、住民からの通報の促進

クビアカツヤカミキリによる被害の拡大を防止するためには、早期発見・早期通報・

早期防除を徹底することが重要である。被害の早期発見には、住民からの通報による情報が重要となることから、都道府県及び市町村においては、住民が通報しやすい体制や方法を整備する。

市町村は地域における発見情報の一次的な受付及び確認を担い、都道府県は市町村から共有された情報を一元的に集約・分析し、地域防除戦略の策定・改定やその実施に反映する。また、国は、都道府県から得られる情報を全国的に集約し、都道府県境を越える拡散リスクへの対応等を行う。

併せて、国は、全国的な広報（各省庁のウェブサイト、SNS等）を行うほか、果樹生産者や都道府県等の技術指導者が防除対策についてより理解を得られるようなパンフレット等を作成し、国民の知識と理解の向上を図る。また、国民一人ひとりがクビアカツヤカミキリ対策を自らの課題として捉え、防除活動に主体的に参画する社会的機運の醸成を図ることが重要であり、このための国民的運動を推進する。

（２）広域的な分布状況の調査及び把握

クビアカツヤカミキリの新たな被害地点の多くは既被害地点から３km圏内にあることに鑑みると、地方公共団体や国民が、クビアカツヤカミキリの既被害地域情報を速やかに把握し、これらを参照して監視等の予防措置を含めて対策を講ずることができることが重要である。既被害地域情報をウェブ上で公開している都道府県も数多くあるところであるが、国においても、都道府県等と連携し、全国的にクビアカツヤカミキリの分布地点情報を把握するための仕組みづくりを進める。

（３）効果的な防除手法等の研究・開発

国は、国の研究機関や、大学、都道府県等の公設試験研究機関、民間等と連携しつつ、費用対効果に優れた被害予防方法、防除における効果的な手法の組み合わせ、リモート技術等を活用した被害のモニタリングの高度化、天敵の評価及び利用、クビアカツヤカミキリ及び樹木の生態特性に基づく被害発生メカニズムの解明、クビアカツヤカミキリに選択的に効果のある薬剤、分布拡大シナリオの予測手法、クビアカツヤカミキリの被害を受けにくい樹種、さらには根絶につながるような新技術等の研究・開発を一層推進するとともに、これらの取組に対して必要な支援を行う。

（４）地方公共団体に対する各種支援

国においては、本防除戦略に沿って実施される地方公共団体の対策（都道府県における地域防除戦略の策定、地域防除戦略に基づき実施される地方公共団体や民間等の防除対策等）について、十分な技術的・財政的支援を行う。特に、本防除戦略上、重要な未被害地域、飛び地的被害地域及び被害最前線地域に係る対策に関しては支援の拡充を検討する。

併せて、国は、面的・一体的な防除の観点から、財政的支援は、都道府県を通じて行

うことを検討する。

Ⅵ 防除の進捗状況の点検

本防除戦略に基づく全国的な対策の進捗状況をクビアカツヤカミキリ対策本部において毎年度点検し、被害状況を踏まえ、必要な対策の見直しを行う。